

令和8年度沖縄観光コンテンツ開発支援事業補助事業

公募申請 Q&A

(4月21日更新)

**【応募申請手続き等に関すること】**

Q1：個人でも申請は可能か。

A：個人事業者が単独で申請することはできません。ただし、「沖縄県内に本店又は支店等を有する法人を代表企業とする共同企業体」を構成する場合は申請が可能となります。(公募要領「3応募資格」参照)

Q2：沖縄県外の事業者でも申請可能か。

A：単独での申請はできませんが、「沖縄県内に本店又は支店等を有する法人を代表企業とする共同企業体」である場合は申請が可能です。(公募要領「3応募資格」参照)

Q3：1年目の補助率が8/10、上限額が1,000万円とあるが、予定する事業全体の経費が2,000万円程度となる場合申請は可能か。

A：申請は可能ですが、補助額の上限(1,000万円)を超える部分は自己負担となります。

Q4：資本関係がある企業は、グループ企業とみなされるか。

A：資本関係がある場合はグループ企業とみなします。グループ企業間で取引が発生する場合、利益を排除した原価のみ計上できる場合がありますが、原価の根拠を提示できるものに限られます。

Q5：1事業者から2本別々のコンテンツを応募することは可能か。

A：1事業者につき1コンテンツの応募を上限とします。

Q6：二次審査の詳細を確認したい。

A：二次審査は5月21日(木)を予定しています。なお投影資料は使用できません。実施計画書を中心に応募書類のみを用いてプレゼンテーションしていただきます。追加資料は認められません。(実施計画書記載要領参照)

Q7：公募時点で補助金交付要綱の公開はあるか。

A：審査による採択の後、候補となった事業者（補助事業候補者）が、補助金交付申請を行う段階で共有いたします。

Q8：3年間の貸借対照表の提出とあるが、設立から3年に満たない法人は申請できるか。

A：申請は可能です。設立以降に作成された貸借対照表、損益計算書を全て提出してください。

Q9：コンテンツ実施を予定する場所との借用契約が未だだが、申請可能か。

A：申請は可能ですが、特定の地域、施設等で行うことが要素となるコンテンツは、申請時点での具体的な地域名・施設名の見込みや現時点での交渉状況も実施計画書に記載してください。

Q10：（別紙様式1-①）積算書の備考にある「見積」については相見積が必須か。選定理由書での対応でも可能か。

A：原則として相見積、または複数社による料金比較が必要です。ただし、その事業者でなければコンテンツの独自性が保てない、あるいは必要な条件を満たす唯一の事業者である等の正当な理由がある場合は、選定理由書をもって計上価格の根拠を認める場合があります。

Q11：（別紙様式1-④）計画書のフォントサイズに指定はあるか。

A：原則として10.5ポイント以上で作成してください。配布フォーマットの注意書きにも記載がありますのでご確認ください。（別記様式1-④ 参照）

Q12：実施体制図は、計画書の制限枚数（10ページ）に含まれるか。

A：含まれます。実施体制図も10ページ以内という制限枚数に含めて作成してください。

Q13：昨年度採択された事業者が継続申請する場合、コンテンツ名は変更すべきか。

A：昨年度と同じ名称でも異なる名称でもどちらでも問題ありません。ただし、「〇〇事業」といった事務的な名称ではなく、実際に販売・展開する際

の「商品名（コンテンツ名）」の案を記載してください。（別記様式 1-④参照）

なお、事業名称が異なる場合でも、過年度の採択事業との明らかな連続性が認められる事業については、2年目以降の事業と判断いたします。

Q14：（別記様式 1-②：収支計画書）自己負担額について、収支がプラスマイナスゼロの場合、補助金はどうなるか。

A：応募計画段階で支出と収入の総額が同額（プラスマイナスゼロ）であり、最終的な精算時も同様であれば補助金の控除の対象にはなりません。ただし、事業実施中に自己負担分を超える収入（参加者増など）がありプラスとなる場合は、その差額分が補助金から控除される（差し引かれる）こととなります。

Q15：過去に本補助金で造成したツアーの今年度の売上は、今年度の収入に計上すべきか。

A：過去に補助を受けて開発されたコンテンツとは別の新規コンテンツを申請する場合、過去のコンテンツの売上は原則として収入に計上不要ですが、今年度計上する人件費や広告費等の一環でそれらを周知・販売・運営する場合は切り分けが難しいため「今年度の取り組み」に含むと判断し、計上が必要となる可能性があります。

Q16：KPI（誘客数など）の目標数値は、大きい方が評価されるか。

A：数値の大小のみで評価が決まるわけではなく、その数値に現実性・妥当性があるかという点も審査されます。（公募要領「9 審査等」参照）

### 【補助対象経費等に関すること】

Q17：事業を進めるうえで必要となる人材の育成は補助対象になりますか。

A：申請されたコンテンツ開発に必要と認められる場合は、対象となります。

Q18：プロモーション用の WEB サイト構築や SNS からの情報発信を行いたいのですが補助対象となるか。

A：公募要領「5 補助対象事業」に示す観光コンテンツ開発の一環として認められる場合は、対象となります。

Q19：事業に必要な設備（PC、撮影機器等）の購入は補助対象になるか。

A：備品等の購入費は補助対象となりません。（公募要領「6 補助率・補助対象経費等」参照）

Q20：人件費が補助対象となっているが、現在雇用している社員の人件費は対象となるか。

A：申請されたコンテンツ開発に従事した日（時間）のみ、対象となります。ただし、事前に業務に従事する社員等の役割や担当する業務内容について申請していただき、経費の確定時には実際に従事した業務についての証拠書類（業務日誌等）の提示が必要です。実際の業務実績が確認できない場合は補助金の対象外となります。（公募要領「6 補助率・補助対象経費等」参照）

Q21：人件費の単価はどのように設定すればよいか。

A：申請事業者の従業員であれば、昨年度の支給実績を踏まえて算出した基本給に基づき、就業規則で定めた年間従事日数、1日あたりの就業時間で除した時間単価を算出してください（各種手当、法定福利費等は補助対象となりません）。なおパート・アルバイト従業者を計上する際は人件費ではなく事業費の「賃金」の費目となりますが、単価は契約書等による時間単価より算出してください。（公募要領「6 補助率・補助対象経費等」参照）

Q22：役員の人件費は計上できるか。

A：役員の人件費計上は原則として認められませんが、役員の職務、実施する事業における役割、単価の設定が可能な場合に限り、計上を認める場合があります。この場合も就業規則や人件費単価表等の提出が必要です。（公募要領「6 補助率・補助対象経費等」参照）

Q23：資格取得費用は対象になるか。

A：申請されたコンテンツ開発に必要と認められる場合、対象経費となります。ただし、取得予定の資格が対象経費として適切かどうかは、採択後に県と協議のうえ決定しますので、必ずしも申請通りに認められる訳ではありません。

Q24：モニターツアーを実施する場合、参加者の旅費は補助対象か。

A：申請されたコンテンツ開発に必要と認められる場合、対象経費となります。ただしモニター料金を設定する場合や無料で実証する場合、自走に向けた有効な効果測定ができるよう工夫してください。（公募要領「6 補助率・補助対象経費等」参照）

Q25：離島に打ち合わせに行く際の出張経費は旅費に計上できるか。

A：計上可能です。出張先での打ち合わせ記録等をご提出いただきます。

Q26：事業費の項目「4 需用費」の食料費とは具体的に何が該当するか。

A：想定されるものとしては、コンテンツに食事が組み込まれたモニターツアーを実施する場合の招聘者（モニター）の食事代等です。同行する従業員の食事代や、弁当等は事業費に計上できません。（公募要領「6 補助率・補助対象経費等」参照）

Q27：海外で試食等をする場合の費用は認められるか。

A：コンテンツを造成する為に必要なものであれば認められます。

Q28：謝金の基準について、県の謝金規程はあるか。

A：県としての具体的な規程はありません。社内の規程または、規定がない場合は、一般的な金額（経産省の補助事業マニュアル等）に基づいて算出してください。

Q29：資格取得費用は経費にできるか。

A：原則として、その事業の運営・開発に必要不可欠なものであれば対象となり得ます。ただし英語技能検定などの汎用的なものは対象外であるため、具体的な資格については個別にご相談ください。

Q30：資格取得費用の該当費目はどれになるか。

A：計上の際は、役務費に該当します。

Q31：海外視察の費用は経費になるか。

A：観光コンテンツの開発に必要な視察であれば、その旅費は県外・海外問わず対象となります。先進地視察や商談など、目的を明確にして実施計画に記載してください。

Q32：備品の購入費用は対象になるか。

A：備品購入費は対象外です。レンタルの場合は「使用料及び賃借料」として計上可能です。備品購入を行う場合は（応募書類の積算書には計上せず）自社負担としてください。（公募要領「6 補助率・補助対象経費等」参照）

Q33：Web 広告（メタ広告、SNS 広告）は補助対象か。

A：「開発するコンテンツの周知・発信」に限り補助対象となります。実施計画書および積算書に計上してください。（公募要領「6 補助率・補助対象経費等」参照）

Q34：デジタルコンテンツ（WEB サイト等）の開発は対象か。

A：観光コンテンツの「体験」に必須となる映像等コンテンツの開発は対象となりますが、「アプリケーション」と見なされる開発は対象外となる可能性があります。WEB ベースの既存サービス利用などは、個別に事前確認が必要です。

Q35：ロゴや T シャツのデザイン費用は対象か。

A：コンテンツの意匠やロゴデザイン費用等は対象となりますが、チケット等以外の「物販用グッズ」自体の開発・制作費は対象外です。

Q36：アンケートや KPI を取得するためのシステム開発は補助対象になるか。

A：アプリケーションと見なされるような開発は対象外になります。既存の有償 WEB サービスを活用したアンケート調査等であれば、実施計画書に記載のうえ計上できる場合があります。

### **【実施する事業の内容、その他に関すること】**

Q37：新規のイベントを企画しているのですが、補助対象となるか。

A：公募要領「5 補助対象事業」に示す「観光コンテンツ開発」の一環として

認められる場合、補助対象となります。

Q38：現在無料でやっているコンテンツに付加価値をつけて磨き上げる場合、新規性があると捉えられるか。

A：付加価値をつけて、現在と違う形のコンテンツとなっていれば、新しいコンテンツとして申請することは可能です。

Q39：旅行代理店とのマッチングは事務局のハンズオンに含まれるか。

A：9月開催のツーリズム EXPO ジャパンに当事業のブースを出展予定のほか、1月～2月頃に独自のオンライン商談会を設ける予定であり、旅行代理店等バイヤーとの商談機会を提供いたします。

Q40：特定の IP（アニメキャラクター等）を活用した企画は可能か。

A：可能です。ただし「観光コンテンツ開発」の企画であることが前提です。

Q41：公共施設の指定管理者が応募することは可能か。

A：可能です。他の応募要件を満たしていれば制限はありません。

Q42：市町村と共に行う「花火大会」も補助対象になるか。

A：「観光コンテンツの開発」であれば、申請を妨げるものではありません。

Q43：共同企業体に含まれない連携事業者が、他社の複数の申請案件に関わっていても問題ないか。

A：申請自体に制限はありません。ただし、複数の提案に同じステークホルダーが関わっている場合、その関係性について審査会で質問される可能性があります。（公募要領「9 審査等」参照）

Q44：過去採択された造成コンテンツ誘客数実績（国内・海外）を知りたい。

A：コンテンツごとの誘客数の公表は行っておりません。

Q45：本年度ではなく、令和9年度分を申請可能か。

A：現在、公募をしているのは令和8年度分となります。次年度以降についてはお答えできません。

Q46：以前に同事業で補助を受けたことがあるが、その際と同じ名称でブラッシュアップした内容とする場合は2年目の扱いとなるか。

A：2年目の扱いとなります。申請しない年次が途中にあった場合も、同コンテンツのブラッシュアップであれば2年目となります。

Q47：過年度に域内事業者が採択されているが、そのコンテンツも包括した「島全体がひとつの高付加価値商品」となるコンテンツ開発の申請は可能か。

A：申請は可能です。

以上